

●保険料の一括払込みが必要な場合 **【注意喚起情報】**
ご加入者が次の事由に該当した場合、満期日(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで、満期までご契約を存続することが出来ます。
①生協脱退等により、組合員でなくなった場合
②保険料*が、毎月の口座振替日の翌月末までに払込みいただけなかった場合 等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
*6 ご加入者が加入された、保険の対象となる方(被保険者)のすべての補償に関わる保険料をいいます(加入内容変更による変更保険料だけでなく、従来よりご加入の保険料も含みます。)

7. 満期返れい金・契約者配当金 **【契約概要】**
新コープのケガ保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

III ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 **【注意喚起情報】**
●加入依頼書等に★マークが付された「他の保険契約等」の項目は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
●他の保険契約等とは、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、ご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ **【注意喚起情報】**
新コープのケガ保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 死亡保険金受取人 **【注意喚起情報】**
傷害補償の死亡保険金は、原則として法定相続人に、お支払いします。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方(被保険者)の同意を得てください。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方(被保険者)のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明ください。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店まで申し出ください。

IV ご加入後におけるご注意事項

1. ご加入後の変更・解約 **【契約概要】** **【注意喚起情報】**
●ご加入後、次の変更が生じる場合は、変更日より前に取扱代理店にご連絡ください。
①組合員(ご加入者)の住所や氏名が変更となる場合
②保険の対象となる方(被保険者)の住所や氏名が変更となる場合
●ご加入後、新コープのケガ保険を解約される場合は、取扱代理店にご連絡ください。満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなる場合があります。ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還または未払保険料を解約日以降に請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、解約理由により異なります。返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から、始期日から解約日まで既に経過した期間に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。解約のご連絡から保険料の口座振替が停止されるまで「所定の期間*」が必要となります。
*7 解約される場合、書類のご提出締切日(書類受付日)と補償の終了日および最終の保険料口座振替日は、ご加入の生協により異なります。また、この保険商品の解約日は、毎月1日となりますが、保険料は解約日の属する月の所定の日が最終振替日となります。
※最終振替日に口座振替できなかった場合には、翌月に再度保険料を口座振替します。
(例:毎月27日が口座振替日で6月1日解約の場合
※6月27日に口座振替できなかった場合には、7月27日に保険料を口座振替します。)

●新コープのケガ保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員(ご加入者)が現在ご加入の生協を脱退(転居含む)等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。なお、保険期間の終了時には補償を継続することができるとありますが、取扱代理店までお問い合わせください。

2. 保険の対象となる方(被保険者)からのお申出による解約 **【注意喚起情報】**
傷害補償においては、保険の対象となる方(被保険者)からのお申出により、その保険の対象となる方(被保険者)に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続の詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族の皆様にご説明ください。

3. 満期を迎えるとき **【契約概要】**
●自動更新
保険期間は毎年1月1日午後4時から翌年の1月1日午後4時までの1年間となります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。
●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合
保険金請求状況等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただくことがあります。
補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等に変更されることがあります。東京海上日動が普通保険約款、特約または制度引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる補償内容で更新されることが更新を行えないことがあります。

●更新のご案内記載の内容
更新のご案内に記載している組合員(ご加入者)の氏名(ふりがな)、組合員番号、補償内容等についてご確認いただき、変更がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
●保険金請求忘れのご確認
更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求はスマートフォンからも可能です。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
●ご加入内容を変更されている場合
ご加入内容を変更されている場合、お手元に届く更新のご案内等には反映されていない場合があります。なお、自動更新される場合、ご契約はこの更新のご案内等へ記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

V その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い **【注意喚起情報】**
●保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社)に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)。本契約の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用すると、①②から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保護医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されます。①本契約に関する個人情報の提供に必要と認められる範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること。
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえで参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等へ提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方(被保険者)の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)*をご契約者およびご加入者に対して提供すると個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険株式会社 www.tokiomarine-nichido.co.jp
共栄火災海上保険株式会社 www.kyoekasai.co.jp
三井住友海上火災保険株式会社 www.ms-ins.com
損害保険ジャパン株式会社 www.sompo-japan.co.jp
●損害保険会社の間で、傷害保険等については、不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方(被保険者)または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には利用しません。
●保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、ご加入の生協に対し、本契約に関する個人情報を提供します。ご加入の生協は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)*を、共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスの案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。個人情報全般に関する詳細内容は、日本コープ共済生活協同組合連合会およびご加入の生協のホームページをご参照ください。
日本コープ共済生活協同組合連合会 coopkyosai.coop

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除
●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方(被保険者)とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方(被保険者)の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。
●ご契約者、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。
3. 保険会社破綻時の取扱い等 **【注意喚起情報】**
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
4. その他ご加入に関するご注意事項
●新コープのケガ保険の加入限度は、保険の対象となる方(被保険者)1名につきコース1人加入です。

●代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、本パンフレットおよび加入依頼書等、ご加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、本パンフレットにはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。
●ご契約が共同保険契約であるため、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。
●2006年12月末をもって損害保険料控除が廃止されたことから、この保険の保険料は控除対象外となります。

5. 事故が起こったとき
●事故が発生した場合には、直ちに「コープのケガ保険事故受付センター」までご連絡ください。(連絡先は加入者票同封の案内チラシをご覧ください。)
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。
●保険金の請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の①～④の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
①印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方(被保険者)、保険金の受取人であることを確認するための書類
②東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度や治療内容および治療期間等を証明する、保険の対象となる方(被保険者)以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
③他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
④東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者*または3親等内の親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
*8 法律上の配偶者に限ります。
●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方(被保険者)等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方(被保険者)が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られます。
①保険の対象となる方(被保険者)が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②相手方が保険の対象となる方(被保険者)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③保険の対象となる方(被保険者)の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は取扱代理店にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(www.sompo.or.jp)

 0570-022808 (通話料無料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【注意喚起情報】

(共同保険引受保険会社・引受割合について)
東京海上日動火災保険株式会社(幹事) 74.0% 共栄火災海上保険株式会社 14.0%
三井住友海上火災保険株式会社 7.5% 損害保険ジャパン株式会社 4.5%

本パンフレットはご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会にお渡しいたしております「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。また、必要に応じて、代理店までご請求いただくか、東京海上日動のホームページに記載の団体総合生活保険約款にてご確認ください。
(HP) www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険内容がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方(被保険者)
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。
☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄の正しい告知
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか?
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「補償の重複に関するご注意*1」
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

【サービスのご案内】

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

メディカルアシスト

●緊急医療相談 ●医療機関案内
●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口
●転院・患者移送手配

介護アシスト

●電話介護相談 ●各種サービス優待紹介
●インターネット介護情報サービス

デイリーサポート

●法律・税務相談 ●社会保険に関する相談
●暮らしの情報提供

●サービス利用のフリーダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者票同封の案内チラシをご覧ください。
○ご加入者および保険の対象となる方(被保険者)とそのご親族からの直接の相談に限りです。
(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)
○サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

この保険は、日本コープ共済生活協同組合連合会を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方(被保険者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が有します。

2024年8月作成 24T-000734

webからの加入はこちら!



新コープのケガ保険

(団体総合生活保険)

健康診査なし 年齢制限なし

2025年1月1日～2025年12月1日補償開始

2025年1月版 組合員専用

傷害一時金プラン専用

団体割引 30% 適用

※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

もしものケガにも、1日以上の入通院で保険金をご請求いただけます。

傷害一時金プラン **すべての年齢の方**がご加入いただけます。65歳未満の方は入通院日額プランもご便利です。

補償内容		個人賠償責任なし 月払保険料 740円	個人賠償責任あり 月払保険料 900円
傷害補償* 傷 害 一 時 金 入 通 院 保 険 の 対 象 と な る 方 (被 保 険 者) ご 本 人 の み を 補 償	1日以上	治療給付金(一律) 20,000円	重複して支払われません 入通院給付金(部位・症状に応じて) 2万円～20万円
	5日以上	入通院給付金(部位・症状に応じて) 2万円～20万円	
	死 亡	85万円	ご本人とそのご家族をまとめて補償 後遺障害の程度に応じ 35.7万円～85万円
	後遺障害	後遺障害の程度に応じ 35.7万円～85万円	
個人賠償責任(免責金額:0円)		なし	最高3億円(日本国外:1億円)

*「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方(被保険者)が、医師等による治療を必要とするケガをした場合に保険金をお支払いします。

傷害一時金プランとは…

●事故の発生日から180日以内に、1日以上**の通院・入院(治療)**をした際に**一時金をお支払いする**補償です。

●5日以上**の通院・入院**をした際は、**部位と症状に応じて 定めた保険金をお支払い**します。

「傷害一時金プラン」の保険金のお支払いについて

傷害一時金プラン

入院または通院が5日以上の場合、傷害一時金払入通院給付金(2万円)の1倍、3倍、5倍または10倍の保険金をお支払いします。ただし、**傷害一時金払治療給付金と重複して支払われません。**

日本国内外を問わず、日常生活中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、日本国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*を日本国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)*に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

事故 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日… 治療

治療給付金(一律) 入通院給付金(部位・症状に応じて)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲

	保険の対象となる方(被保険者)本人*1	ご本人*1の家族*2	※保険の対象となる方(被保険者)の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または左記の保険の対象となる方(被保険者)が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方(被保険者)に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。) *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)」として記載された方をいいます。 *2 ご本人*1の家族とは、ご本人*1の配偶者*6、ご本人*1またはご本人*1の配偶者*6の「同居*3のご親族*4および別居の未婚*5のお子様」となります。 *3 マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同一家庭」にあたらないため、同居とはなりません。 *4 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。))。
傷 害 補 償	○	—	
個人賠償責任	○	○	

*5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*6 配偶者の定義は次の通りです。
法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。(婚姻とは異なります。)
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。 b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

株式会社タクス

営業時間9:30～17:00[土日休業]

お問い合わせ先 取扱代理店

0120-66-5525

●非幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社/三井住友海上火災保険株式会社/損害保険ジャパン株式会社

●団体保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
●事務取扱：生活協同組合コープしが
●引受保険会社(幹事)：東京海上日動火災保険株式会社
●お問い合わせ先：滋賀支店 兼業ビジネスチーム
〒520-0044 大津市京町2-5-10 大津神港ビルディング6F
TEL:077-522-9071
受付時間：9:00～17:00[土日祝日休業]

詳しくは **中面** をご覧ください▶

事故時の連絡先
 事故のご連絡・ご相談は **全国どこからでも!**
 コープのケガ保険 **事故受付センター**

受付時間
 24時間365日

●スマートフォン
 ●フリーダイヤル

●ハガキ

からご連絡ください。

[illegible]

▲組合員（加入者）をご記入のうえ、▼保険の対象となる方の項目をご記入ください。 ▼ご加入プランは1つに○をつけてください。

11103

氏名

組合員
と同じ

フリガナ

1

1E04

1E05

漢字

11110

住所

組合員住所
と同じ

フリガナ

1

1S11

1S12

〒 1113

1E14

1E15

漢字

11109

他の保険契約等★

有

死亡
1.5億円

後遺障害
1.5億円

入院日額
30,000円

通院日額
20,000円

項目

コード

内容

11102

生年月日

大正

昭和

平成

令和

1

2

3

年

月

日

11107

性別

男

1

女

2

11106

加入者との続柄

本人・配偶者・親
子ども・兄弟
同居の親族

11101

プラン名

月払保険料

900円

1E01

1E02

1E03

傷害一時金プラン

740円

1E04

1E05

1E06

1E07

1E08

1E09

1E10

1E11

1E12

1E13

1E14

1E15

1E16

1E17

1E18

1E19

1E20

1E21

1E22

1E23

1E24

1E25

1E26

1E27

1E28

1E29

1E30

1E31

1E32

1E33

1E34

1E35

1E36

1E37

1E38

1E39

1E40

1E41

1E42

1E43

1E44

1E45

1E46

1E47

1E48

1E49

1E50

1E51

1E52

1E53

1E54

1E55

1E56

1E57

1E58

1E59

1E60

1E61

1E62

1E63

1E64

1E65

1E66

1E67

1E68

1E69

1E70

1E71

1E72

1E73

1E74

1E75

1E76

1E77

1E78

1E79

1E80

1E81

1E82

1E83

1E84

1E85

1E86

1E87

1E88

1E89

1E90

1E91

1E92

1E93

1E94

1E95

1E96

1E97

1E98

1E99

1E100

1E101

1E102

1E103

1E104

1E105

1E106

1E107

1E108

1E109

1E110

1E111

1E112

1E113

1E114

1E115

1E116

1E117

1E118

1E119

1E120

1E121

1E122

1E123

1E124

1E125

1E126

1E127

1E128

1E129

1E130

1E131

1E132

1E133

1E134

1E135

1E136

1E137

1E138

1E139

1E140

1E141

1E142

1E143

1E144

1E145

1E146

1E147

1E148

1E149

1E150

1E151

1E152

1E153

1E154

1E155

1E156

1E157

1E158

1E159

1E160

1E161

1E162

1E163

1E164

1E165

1E166

1E167

1E168

1E169

1E170

1E171

1E172

1E173

1E174

1E175

1E176

1E177

1E178

1E179

1E180

1E181

1E182

1E183

1E184

1E185

1E186

1E187

1E188

1E189

1E190

1E191

1E192

1E193

1E194

1E195

1E196

1E197

1E198

1E199

1E200

1E201

1E202

1E203

1E204

1E205

1E206

1E207

1E208

1E209

1E210

1E211

1E212

1E213

1E214

1E215

1E216

1E217

1E218

1E219

1E220

1E221

1E222

1E223

1E224

1E225

1E226

1E227

1E228

1E229

1E230

1E231

1E232

1E233

1E234

1E235

1E236

1E237

1E238

1E239

1E240

1E241

1E242

1E243

1E244

1E245

1E246

1E247

1E248

1E249

1E250

1E251

1E252

1E253

1E254

1E255

1E256

1E257

1E258

1E259

1E260

1E261

1E262

1E263

1E264

1E265

1E266

1E267

1E268

1E269

1E270

1E271

1E272

1E273

1E274

1E275

1E276

1E277

1E278

1E279

1E280

1E281

1E282

1E283

1E284

1E285

1E286

1E287

1E288

1E289

1E290

1E291

1E292

1E293

1E294

1E295

1E296

1E297

1E298

1E299

1E300

1E301

1E302

1E303

1E304

1E305

1E306

1E307

1E308

1E309

1E310

1E311

1E312

1E313

1E314

1E315

1E316

1E317

1E318

1E319

1E320

1E321

1E322

1E323

1E324

1E325

1E326

1E327

1E328

1E329

1E330

1E331

1E332

1E333

1E334

1E335

1E336

1E337

1E338

1E339

1E340

1E341

1E342

1E343

1E344

1E345

1E346

1E347

1E348

1E349

1E350

1E351

1E352

1E353

1E354

1E355

1E356

1E357

1E358

1E359

1E360

1E361

1E362

1E363

1E364

1E365

1E3

	個人賠償責任補償特約保険の対象または受託品の範囲変更特約	
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方(被保険者)が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然的事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方(被保険者)が財物に使用する住宅内所有、使用または管理に起因する偶然的事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等^{*1}を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した物品(受託品)^{*2}を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払します。	●ご契約者または保険の対象となる方(被保険者)等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{*1)}によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害 ●保険の対象となる方(被保険者)およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害 ●第三者との間の特約的な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害 ●保険の対象となる方(被保険者)が所有、使用または管理する財物[*]の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害 ●航空旅客、船舶、車両[*]または機器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害 ●以上の事由によらず、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方(被保険者)が被る損害
	※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)[*]に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方(被保険者)に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から事故または損失が生じた場合には、保険金が支払われることがあります。 ※記載している保険金額に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払する場合があります。 ※保険の対象となる方(被保険者)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されていることには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	●被保険の対象となる方(被保険者)がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*4}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ●受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ●自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ●忘れ忘れたら最後失物の盗難を含みます。 ●ゴルフの練習、競技または指導に付随しゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
	*1 汽車、電車、自動車、モーター車等の軌道上を走行する陸上の乗用器具をいいます。 *2 以下のような受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、デジタルカメラ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、書類や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝、美術品、電子辞書、電子式車上計算機、電子手帳、スマートフォン、モバイルプリンターおよびこれらの付属品、データやプログラム等の無形物、1個または1組で100万円を超える物 等	*1 保険の対象となる方(被保険者)がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*4}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 忘れ忘れたら最後失物の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随しゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

本パンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

お申し込み締切日と補償開始日 ① お申し込み締切日：毎月 20 日 ② 補 償 開 始 日：お申し込み締切日の翌月 1 日午前 0 時				解約される場合の書類のご提出締切日 ① ご 提 出 締 切 日：毎月 20 日 ② 補 償 終 了 日：ご提出締切日の翌月 1 日午後 12 時 ただし、保険期間の終期である 1 月 1 日に解約した場合、補償終了時刻は午後 4 時となります。			
③ 初回保険料の口座振替日：補償が開始した翌月より、毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）				③ 最終保険料の口座振替日：補償終了日（1 日）の属する月の 27 日			
加入依頼書お申し込み締切日 毎月 20 日	② 補償開始日 ① の翌月 1 日	③ 初回保険料の口座振替日 ② の翌月 27 日	④ 契約更新日 翌年 1 月 1 日	① 解約書類ご提出締切日 毎月 20 日	② 補償終了日（解約日） ① の翌月 1 日	③ 最終保険料の口座振替日 ② の当月 27 日	

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方(被保険者)とする場合には、本内容を保険の対象となる方(被保険者)全員にご説明ください。※ご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

お申し込みの手続きについて

加入依頼書に必要事項をご記入いただき、ご加入の生協にご提出またはご送付ください。
毎月、お申し込みの締切日にご加入の生協により異なります。】があります。

1.用語の説明
のパンフレットで使用する主な用語についてご説明します。

ご加入者(組合員) (加入のお申し込みをされるお客様)	この保険にお申し込みいただく方がいます。
被保険者 (保険の対象となる方)	保険の補償を受けられることができる方입니다。
親族	6親等内の血族の方と2親等内の姻族の方をいいます。

2.ご加入者の範囲

この保険にお申し込みいただけますのは、生協の組合員ご本人様となります。

3.保険の対象となる方(被保険者)本人としてお名前をご記入いただける方

保険の対象となる方(被保険者)本人には次の①～③のいずれかの方をご指定ください。

- ① 組合員本人
- ② 上記①の配偶者、子ども、両親、兄弟(「同居」「生計共にする」「血縁が複雑か」は問わない)
- ③ 上記①の同居する親族(「生計共にする」「血縁が複雑か」は問わない)

II ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み

契約概要
新コープのケガ保険は、日本コープ共済生活協同組合連合会を保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を保険の対象とする方(被保険者)とご同体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が有します。兼業主業の被保険者、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただいた特約等には補償の範囲が異なる場合があります。ご加入の保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲内につきましては、上記1.3をご確認ください。ご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要 **注意喚起情報**
基本となる補償は「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。

3.補償の範囲に関するご注意

契約概要 **注意喚起情報**
個人賠償責任補償特約をご契約されている場合で、保険の対象となる方(被保険者)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(※)とご契約されているときに、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事実(事故)により発生した補償を受けられず、いすれ一方の2契約からは保険金が支払われなくなる場合があります。補償内容の差異や保険金額などを確認の上、特約等のある特約をご確認ください。

※1 新コープのケガ保険以外の東京海上動動の保険契約に加入した方が東京海上動動以外の保険契約を含む場合
※2 1契約のみにセレクトした場合、将来、その2契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方(被保険者)が補償の対象外になることがあります。補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定

契約概要
新コープのケガ保険での保険金額はあらかじめ定められたプランの中からお選びいただくこととなります。プランについては詳細は「補償内容」をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5.保険期間(保険の加入期間)および補償開始日・終了時期

契約概要 **注意喚起情報**
●毎月所定の締切日*までにご加入依頼書をご提出いただきますと、その締切日の翌月または翌々月1日が補償開始日*となります。補償開始日の午前0時に保険責任を開始します。
※3 新コープのケガ保険の加入申し込み締切日および補償開始日はご加入の生協により異なりますので本パンフレットに記載の「お申し込み締切日と補償開始日」をご確認ください。
●前契約の約束手次契約の中途加入日が一致し、保険の対象となる方(被保険者)の補償が継続する場合、その解約日(中途加入日)に発生した事故については、前契約ご中契約から重複して保険金をお支払いすることはできません。
●保険期間に、補償開始日から起算して毎月1日午後0時とします。また、特約のうち「出生したとき(1歳)」「毎年自動更新される期間(1歳)」の更新期間は、毎月1日午後4時から翌年1月1日午後0時の1年間になります。
※新コープのケガ保険の健全な制度運営のため、保険金の請求状況等により、補償の更新をお断りしていただく場合があります。補償内容を制限させていただきますことがあります。なお、この場合は事前にご加入者にごご連絡いたします。
●死亡保険金の受取人に特定の方を指定された場合には、自動的に更新されます。毎年更新手続きなく以降にの保険の対象となる方(被保険者)の同意が必要となります。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

契約概要 **注意喚起情報**
●保険料の決定はご加入いただくプランにより決定されます。保険料については、「補償内容」をご確認ください。
●保険料の支払いは「月払」となります。補償が開始した月の翌月より、毎月所定の口座振替**にご加入者の指定した口座から保険料の口座振替を行います。
※4 保険料の口座振替日にご加入の生協により異なりますので、本パンフレットに記載の「お申し込み締切日と補償開始日」をご確認ください。
●第1回目の保険料の口座振替(※) **注意喚起情報**
第1回目の保険料の口座振替でなかった場合は、その翌月に第1回と第2回目の2ヶ月分の保険料を口座振替します。このとき2ヶ月分の保険料の口座振替でなかった場合には、その翌日は解除なしで、補償開始日にあつては保険責任が終了し、その時以降に発生した事故によるご加入や損害に対しては、保険金をお支払いできません。満期(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括しご支払いいただくことで満期まで保険を存続することができます場合があるため、ご取扱代理店までお問い合わせください。
●第2回目以降の保険料の口座振替 **注意喚起情報**
第2回目以降の保険料が口座振替でなかった場合は、その翌月に2ヶ月分の保険料を口座振替します。このとき、2ヶ月分の保険料の口座振替でなかった場合には、ご契約が解除なしで、2ヶ月分の保険料の口座振替予定月の末日(12月)以降12歳以上**に生じた事故によるご加入や損害に対しては、保険金をお支払いできません。満期(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括しご支払いいただくことで満期まで保険を存続することができます場合があるため、ご取扱代理店までお問い合わせください。
※2 2ヶ月分の保険料の口座振替予定月の末日(1月1日)を超える場合は、保険期間満期(1月1日)午後4時に限り、その翌月1日(1月1日)から翌々月1日(2月1日)まで自動的に更新されます。



(金融庁ホームページ)